

■ ■ ■ ■ ■ 児童扶養手当制度に該当していませんか ■ ■ ■ ■ ■

・児童扶養手当制度とは…

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

・受給者資格

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級相当）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父母とも不明である児童



・次のような場合は、手当を受けることができません

児童が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ③ 父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき
- ④ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ⑤ 児童福祉施設等または里親に委託されているとき
- ⑥ 父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき
（父または母が重度の障がいにある場合を除く）

父母または養育者が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 公的年金を受けることができるとき（国民年金法による老齢福祉年金を除く）
- ③ 平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過しているとき

この制度に該当されると思われる方は、
認定の請求を行ってください。

【お問い合わせ先】

町民健康課町民窓口グループ（☎2-2453）

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 運営協議会委員の募集と住民説明会について ～

■運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民のみなさまの代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

【応募資格】道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）

【応募人数】5名

【任期】平成26年7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）

【応募方法】北海道後期高齢者医療広域連合および市（区）町村窓口にある応募要領を参照してください。

【応募締切】4月30日（水）

【選考】選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します。

【報酬など】1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します。

■住民説明会のお知らせ

後期高齢者医療制度に関することや、平成26年度からの新しい保険料率に関する説明会を下記のとおり開催します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

開催要項

- 日 時 3月20日（木） 10:00～12:00
- 場 所 福祉センター
- 説明会の対象者など
 - ・対象 どなたでも出席できます。年齢は問いません。
 - ・申込 特に必要ありません。
- おもな内容
 - ・後期高齢者医療制度について
 - ・平成26・27年度保険料率について
 - ・保健師による健康講話
 - ・給付サービスについて
 - ・各種申請手続きについて

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

町民健康課町民窓口グループ
電話 2-2453